達人操作研修会(相続税編)

2014年10月

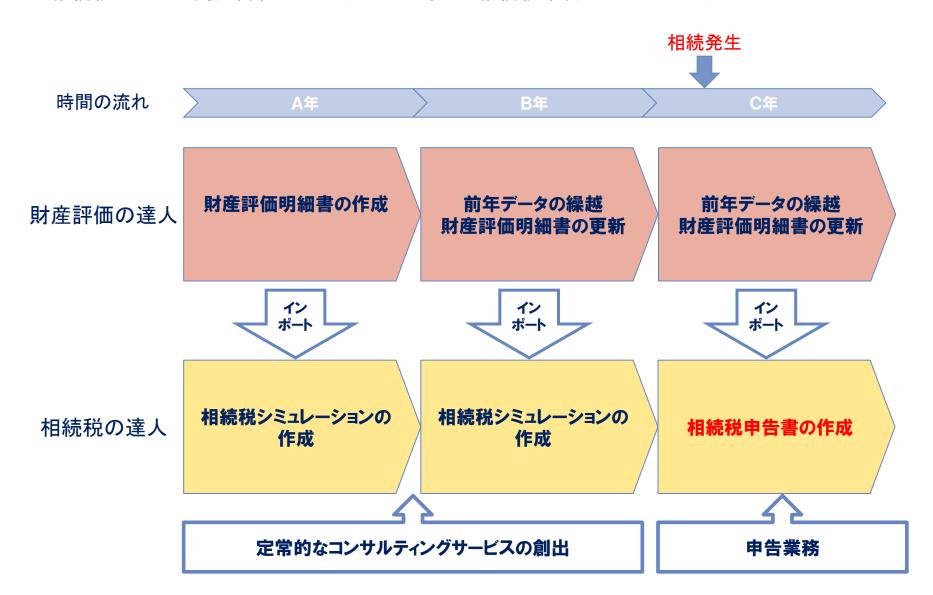


- I. 相続税申告書の作成手順
- Ⅱ. 財産評価明細書の作成
- Ⅲ. 相続税申告書の作成
- Ⅳ. 延納・物納申請書の作成
- V. 遺産分割協議書の作成

Ⅰ. 相続税申告書の作成手順



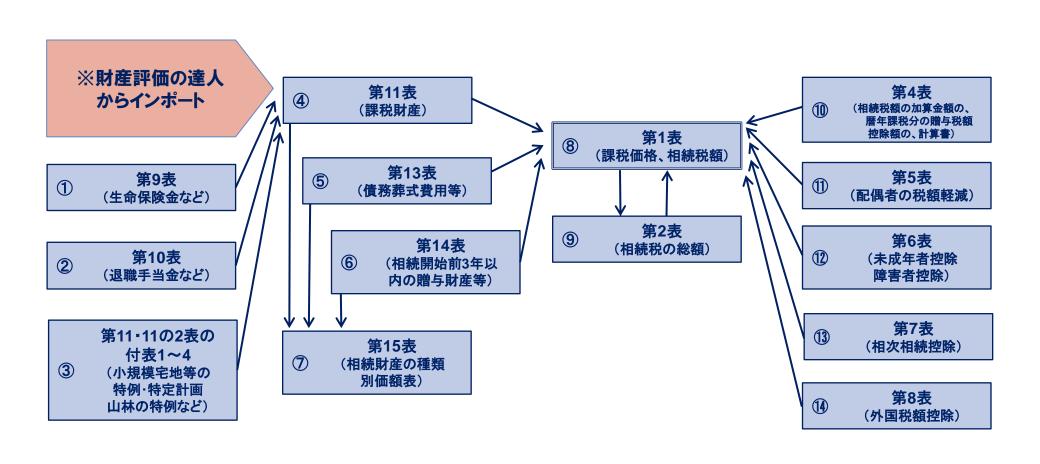
相続税の達人と財産評価の達人(達人が考える相続税申告に至るながれ)



Ⅰ. 相続税申告書の作成手順



相続税申告書記載の順序 (「相続税の申告のしかた・一般の場合」に一部加筆)



NTT DATA

財産評価の達人で財産評価明細書を作成します。

■財産評価の達人で作成できる評価明細書

土地及び土地の上に存する権利 土地の評価明細書の作成 市街地農地等 倍率方式による土地の登録 取引相場のない株式(出資) 有価証券の評価明細書の作成 上場株式 気配相場のある株式 登録銘柄及び店頭管理銘柄 国税局長の指定する株式 定期金に関する権利 その他の評価明細書の作成 定期預金・貸付信託等 立木 特許権・実用新案権・意匠権・商標権等 営業権 一般動産及び船舶 信託受益権



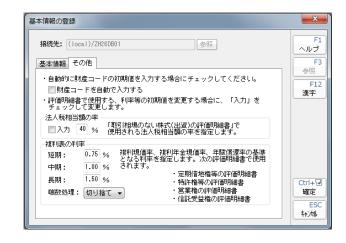
(1)基本情報の登録





- ・顧問先(評価対象者)は、まず 達人Cube顧問先管理に登録 し、「業務データの新規作成」で 作成します。
- •「計算基準日」は任意の日付 を入力します。

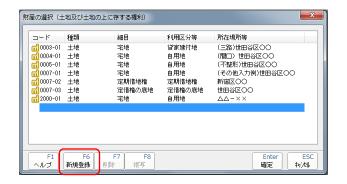
- 財産コードの付与 自動付与を行うと登録順にコードが付与されます。
- 法人税相当額の率 「基本情報」タブの対象年により自動的にセットされます。
- 複利表の利率
- 「基本情報」タブの「計算基準日」に従い、ここで入力します。 ※同一PCで次のデータを新規登録する場合は、前回設定
- データを引き継いで表示します。





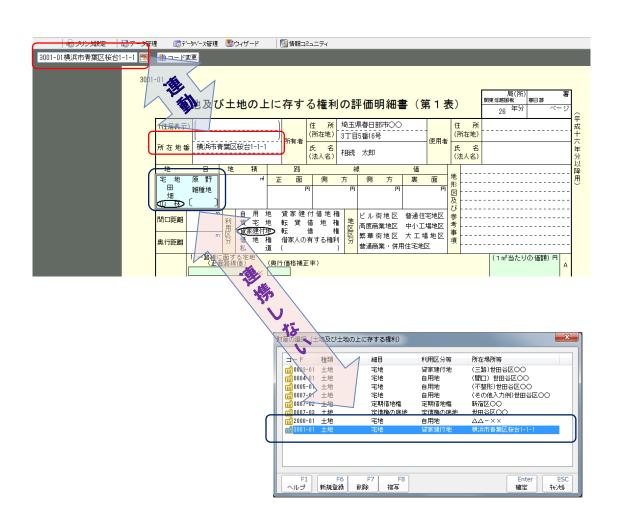
(2)土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

1)資産の新規登録



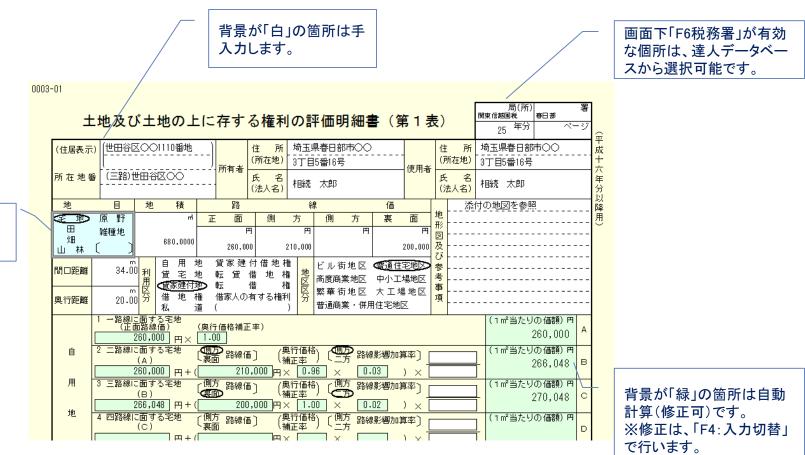


- ・財産を登録する際には、「新規登録」で追加します。
- ・「財産コードの新規登録」画面で、資産の種類、 細目を設定します。
- <u>※ここでの種類、細目が財産一覧表で区分とし</u> て使用されます。





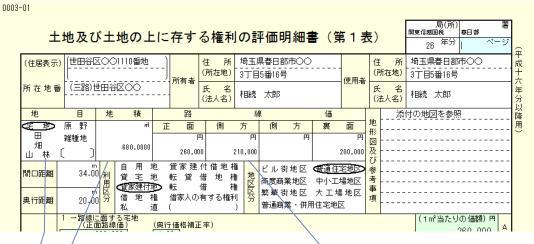
- (2)土地及び土地の上に存する権利の評価明細書
- 2)基本操作方法



二重線で囲まれた箇所は選択入力です。

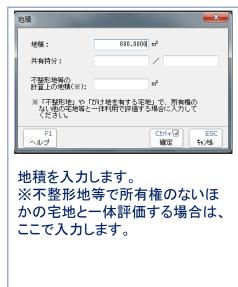


- (2)土地及び土地の上に存する権利の評価明細書
- 3) 個別解説 第1表 ①





地目を選択します。 ※複数の地目を選択できます。





路線価を入力します。

複数の路線に接している場合は、該当する欄に入力します。

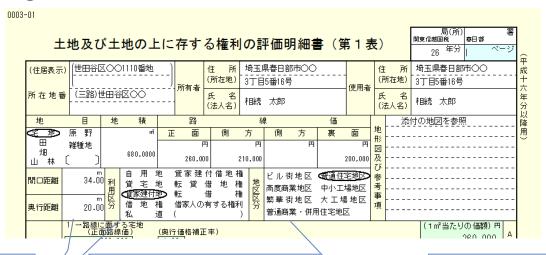
※正面の判定は行いません。

奥行等の補正を行う場合は、距離を入力し ます。

調整率を使用する場合は入力します。



- (2)土地及び土地の上に存する権利の評価明細書
- 3) 個別解説 第1表 ②



間口距離と奥行距離を入力します。 ※「路線価」ダイアログボックスで奥 行距離を入力した場合は、それを優 先します。



利用区分を選択します。

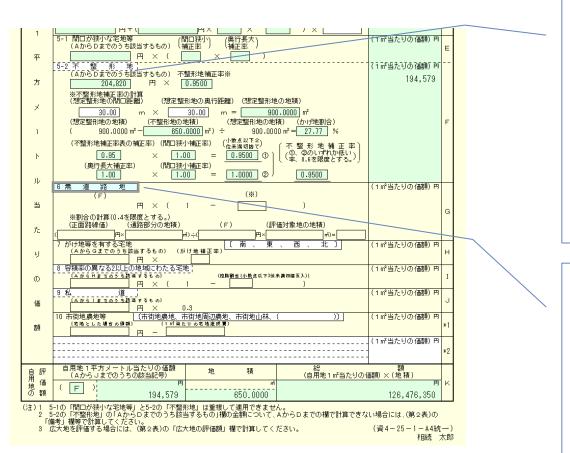
- ※複数選択が可能です。
- ※「定期借地権等の評価明細書」 を作成する場合は、ここで選択し ます。

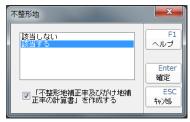


- 地区区分を選択します。
- ※複数選択はできません。
- ※補正率表の選択基準となっています。



- (2)土地及び土地の上に存する権利の評価明細書
- 3)個別解説 第1表 ③

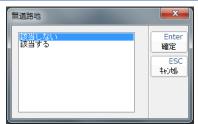




表題部「5-2不整形地」をクリックし、「該当する」を選択します。

計算に必要な数値を入力します。

※「不整形地補正率及びがけ地補正率の計算書」を作成する場合は、ここで選択します。



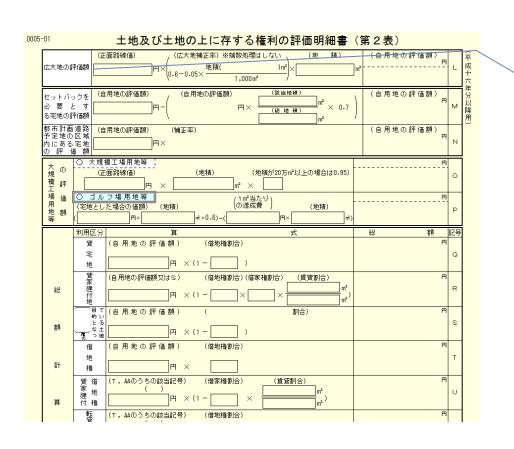
表題部「6無道路地」等をクリックし、「該当する」を選択します。

計算に必要な数値を入力します。

※その他各行に設定箇所がありますので、ここを使用します。



- (2)土地及び土地の上に存する権利の評価明細書
- 3)個別解説 第2表





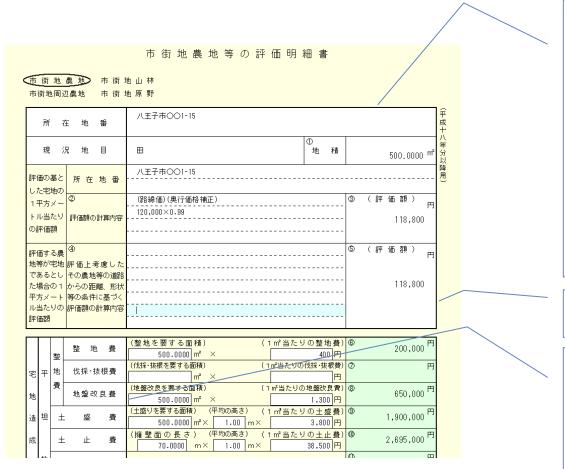
表題部「広大地の評価額」等をクリックし、「該当する」を選択します。

計算に必要な数値を入力します。

※その他各行に設定箇所がありますので、ここを使用します。



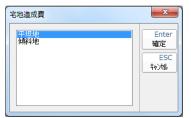
(3)市街地農地等の評価明細書





- 二重線で囲まれた箇所をクリックし、必要項目を入力します。
- ※所在地番では、「参照」でこれまでに登録した住所等を
- 参照・活用できます。
- ※農地等区分の選択を行います。

※その他の背景が「白」の箇所は手入力します。



二重線で囲まれた箇所をクリックし、宅地造成費の計算区 分を選択します。



(4)倍率方式による土地の登録



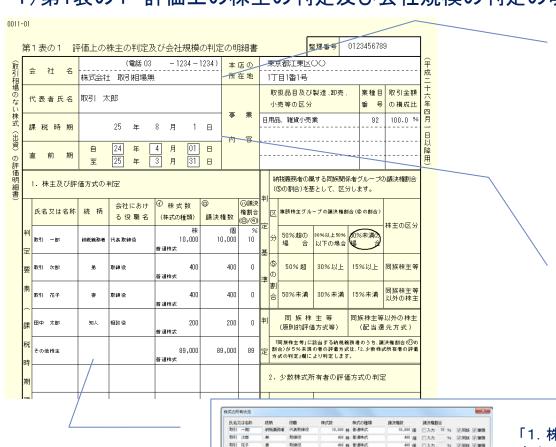
X 土地(倍率方式)の変更 財産コード: 0009 - 01 📝 相続税へ連動する 地積(公簿): 540.0000 m² 545.0000 m² 地積(実測): 共有持分: 1.0000 / 2.0000 □入力 宅地 固定資產税評価額: 利用区分: 自用地 参照 1.00 × 価額: 日入力 1,640,046 所在地番: 世田谷区○○300番地 土地信託 1,640,046 参照 評価額: 🔲 入力 F3 F6 項目複写 Ctrl+™ キャンセル 確定

二重線で囲まれた箇所をクリックし、必要項目を入力します。



(5)取引相場のない株式(出資)の評価明細書

1) 第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書



田中 大郎

節簡格主グループの譲渡機の会計数

(10(8-021/の限)で記録はC 21(21第19株の4529 FT 3.79 100,000 株



「会社名」下段、二重線で囲まれた筒所をクリックし、必要項 目を入力します。

※評価対象の株式数(出資口数)はここで登録します。



「課税時期」は、基本情報によらずここで入力します。

「1. 株主及び評価方式の判定」は、二重線で囲まれた箇所を クリックし、必要項目を入力します。

「議決権割合」等は、該当する項目及び修正等があった場合は チェックボックスを入力します。

15 Copyright © 2014 NTT DATA Corporation

89,000 保 円入力 10 % 円削板 円卸額

100 %

14 FIRM FIRMS

16 FRM F 1010

% E80 E99 保 四入力 14 四回放 四面短 個 日入力

14 F/604 F/808

個 三入力

傷 日入力

個 日入力

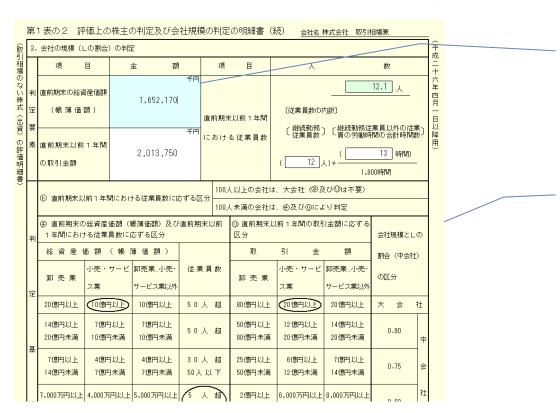
個 回入力 10,800 個 四入力 10 %

区入力

門入力 F13.71 100,000 f8



- (5)取引相場のない株式(出資)の評価明細書
- 1) 第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続)



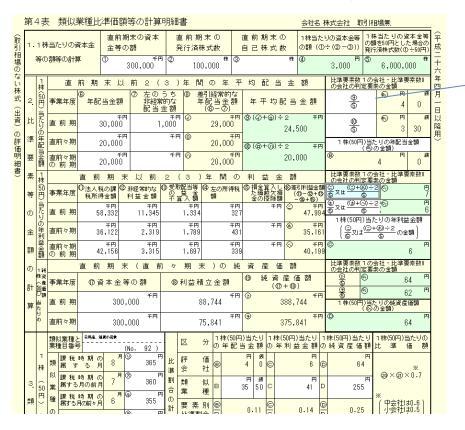
必要項目を入力すると「判定」を行います。



画面上部の「評価方式変更」ボタンにより、「小会社」判定とすることができます。



- (5)取引相場のない株式(出資)の評価明細書
- 1) 第4表 類似業種比準価格等の計算明細書



必要項目を入力すると「判定」を行います。 二重線で囲まれた箇所をクリックし、必要項目が入力、変更

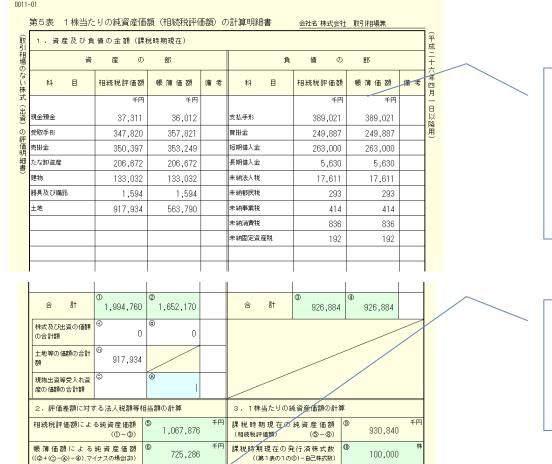
Point:「数値」を入力する場合、「O」と「存在しない」を区分して入力してください。

※存在しないは、「空欄」とします。

できます。



- (5)取引相場のない株式(出資)の評価明細書
- 1) 第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書



評価差額に相当する金額

評価差額に対する法人税額等相当額

(⑤-⑥、マイナスの場合は0)

(Ø×40 %)

342,590

137,036

必要項目をすべて手入力します。

Point: 画面下の「F6: 挿入」「F7: 削除」

「F8: ↑上へ」「F9: ↓下へ」を活用すると効率よく入力が行

えます。

評価額は自動計算されます。

※「評価差額に対する法人税額等相当額」の「法人税率」は、基本情報「その他」タブから連動します。

Copyright © 2014 NTT DATA Corporation

9,308

(0)÷(0)

同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤の

割合)が50%以下の場合 (①×80%)



(6)上場株式の評価明細書

				上場	株式の	評価り	月細書		
銘	柄	取引所等の名称			最終 課税時期 の属する月	価格の月平 課税時期の 属する月の 前月	- 均額 課税時期の 属する月の 前々月	評価額 (①の金額又) は①からの までのうち 最も低い金	増資による権利落等の修 正計算その他の参考事項
			月日	価 額	② 8 月	③ 7 月		1 (額)	
○○電気㈱		東1	8. 1	950		945	960	930	
㈱○○銀行		東1	8. 1	1,200	1,190	1,210	1,250	1,190	



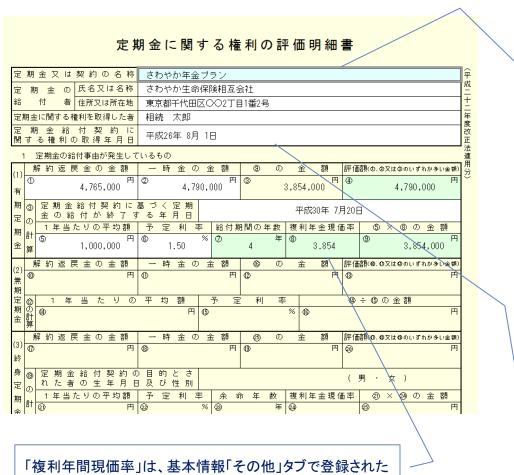
財産コードを入力(確認)し、必要項目をすべて手入力します。

※「数量」を忘れずに入力してください。

※気配相場のある株式、登録銘柄及び店頭管理銘柄及び 国税局長の指定する株式の明細書も当該入力方式と同じ です。



(7)定期金に関する権利の評価明細書



「複利率」を元に計算します。



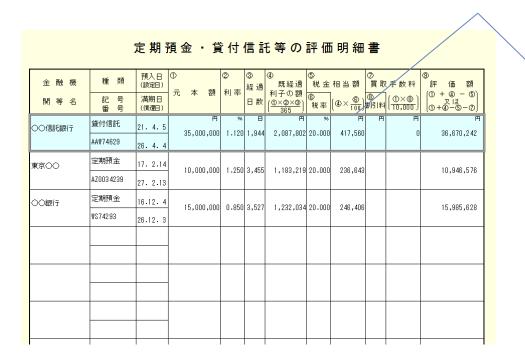
定期金又は解約の名称、種類を入力、選択します。

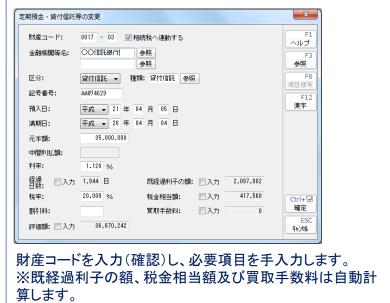


「権利の取得年月日」は、基本情報によらずここで入力しま す。



(8)定期預金・貸付信託等の評価明細書





算します。



22

(9)財産一覧表



各種評価明細書で作成された明細行には、「財産コード」欄に「※」が付きます。

※当該行の修正・確認には、「F11:評価明細」を選択します。



画面上部の「条件設定」で表示順等を変更できます。

評価明細書が無い財産は、ここで登録します。

【例】死亡保険金、死亡を事由とした退職金等 Point: 当該財産は「相続税へ連動する」のチェックを外します。



(1)基本情報の登録





- ・個人コードは、まず達人Cube 顧問先管理に登録し、「業務データの新規作成」で作成します。
- ・「相続の年月日」は任意の日付を入力します。
- ※シミュレーションの場合は、仮の年月日を設定します。

・あん分割合の調整

「各人の算出税額」の計算の際、計算上のあん分割合の有効析数を設定します。

- ・算出税額の端数の処理方法を指定します。 通常は自動調整が選択されています。
- ・財産コードの自動入力 相続税の申告書(第11表)に相続財産を直接入力する場合 に有効となります。





(2)相続人情報の登録



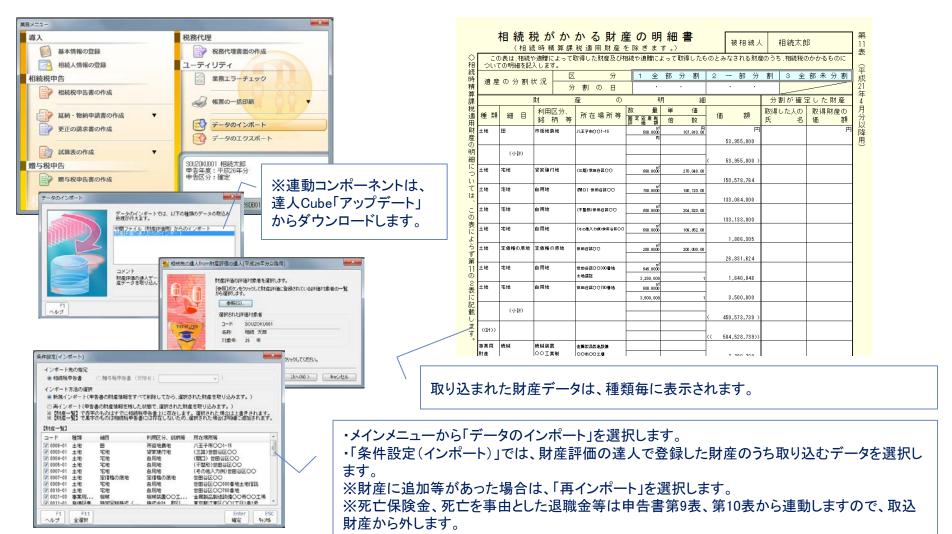
※すべての相続人について登録します。

【各項目の説明】

- •取得原因:複数選択可。
- ・法定相続人:相続財産を取得する、しないに関わらず入力します。
- 法定相続分:入力します。
- 相続放棄:該当の有無を選択します。
- ・農業相続人:該当の有無を選択します。 ※申告書第3表、第3表・第8表2、第12表等に連動します。
- ・経営承継人:該当の有無を選択します。 ※申告書第8の2表、第8の2表の付表1、第8の2表の付表2、第8の2表の付表3等に連動します。
- ・林業経営相続人:該当の有無を選択します。 ※申告書第8の3表、第8の3表の付表等に連動します。
- ・2割加算の適用:該当の有無を選択します。
- ・配偶者控除の適用:該当の有無を選択します。申告書第5表、第5表の付表に連動します。
- ・延納申請:該当の有無を選択します。 ※延納申請書が作成されます。
- ・物納申請:該当の有無を選択します。
- ※物納申請書が作成されます。



- (3)相続税申告書の作成
- 1)財産評価の達人からのデータインポート 第11表 相続税がかかる財産の明細書

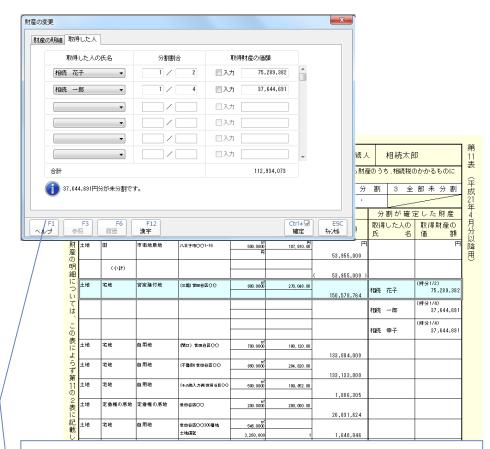




- (3)相続税申告書の作成
- 2) 相続財産の分割 第11表 相続税がかかる財産の明細書



・分割する財産を選択(ダブルクリック)する。



- ・「取得した人」タブで取得した人毎に分割割合を入力する。
- ・ダイアログボックス下部の未分割額が「0」になるよう調整する。
- ・申告書第11表の「分割が確定した財産」欄が自動展開します。

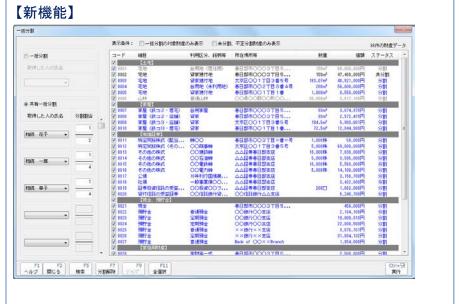
Point: 小規模宅地等の特例を選択する資産は、ここでの分割は必要ありません。



- (3)相続税申告書の作成
- 2) 相続財産の分割 第11表 相続税がかかる財産の明細書

🔜 一括分割





「一括分割」ボタンで、資産毎ではなく一括して分割入力が可能です。 ※生命保険金、退職金等の取扱いについては一括分割できません。



- (3)相続税申告書の作成
- 3) 第9表 生命保険金など、第10表 退職手当金など の作成

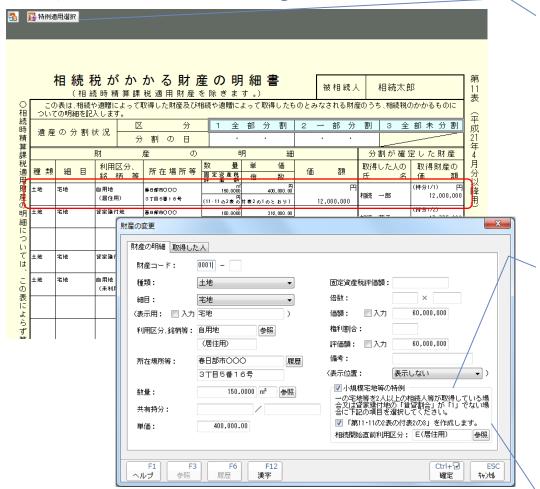


		(相級	告 時 释	算課	か る 財 ^{税適用財活}	童 を	除き	ŧ.	す。)				被相続力		相続太郎		第11表
但)表は、相続† 「の明細を記	や適贈によって取得した財産及び相続や適贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものに 入します。)かかるものに	æ				
相続時精	遺産の分割状況			分	1 全部分割			2	2 一 部 分			3 全	部未分割	(平成21年4月分以降			
	分 分								<u> </u>								
算課税	<u> </u>				産	牧	明 細		Ш			分割が確定した財産			4		
適田	種 類	細目	利用 銘 :	<u>み</u> が、 柄 等	所在場所		权 固定资度 手 備		倍	数		価	客頁	氏氏	 けた人の 名	取得財産の 価 額	分
適用財産	(([†))					T		Щ			4		円			円	降
の						4		14			((81	,158,343))				囲
明細	家庭用 財産		家財等一	- 式	春日創市〇〇〇 3丁目5番16号	-						2	,500,000	相続	花子	2,500,000	
につ	((it))																
いては	その他の 財産	生命保険金等									((,500,000)) ,750,657	相続	—£ β	35,750,657	
,	その他の 財産	生命保険金等											,646,951	相続	幸子	24,646,951	
表 に よ		(小計)									(60	,397,608)				
よらず第	その他の 財産	退職手当金等										30	,000,000	相続	花子	30,000,000	
11 の		(小計)									(30	,000,000)				
2 表に	その他の 財産	立木	65年生		00県00都 00町0013番2		3	, 0000		1,011,000.0	0.	.8500 2	,578,050	相続	一郎	2,578,050	
記載		(小計)				-					-	1	E70 0E0 \				

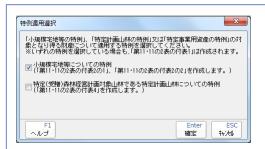
- ・第9表、第10表に入力された結果を自動転記します。
- ・背景が「白」の箇所を手入力します。
- ・それぞれの行に「受取人の氏名」を選択入力します。
- ※同一の保険金・退職金を複数の相続人で受け取る場合には、受取金額に応じて複数行作成します。
- ※非課税限度額は自動計算します。



- (3)相続税申告書の作成
- 4) 小規模宅地等の特例など ①

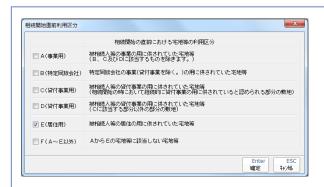


- ・小規模宅地等の特例を計算するには第11表の該当資産を開き、「小規模宅地等の特例」チェックボックスをチェックします。
- ※小規模宅地等の特例を選択した資産は、「取得した人」の情報が削除されます。



小規模宅地の特例等を受ける場合は、まず画面上の「特例 適用選択」で特例の種類を選択します。

※必要な帳票が生成されます。



該当する小規模宅地の利用形態において付表を作成する場合には、「「第11・11の2表の付表2の3」を作成します。」にチェックを入れます。

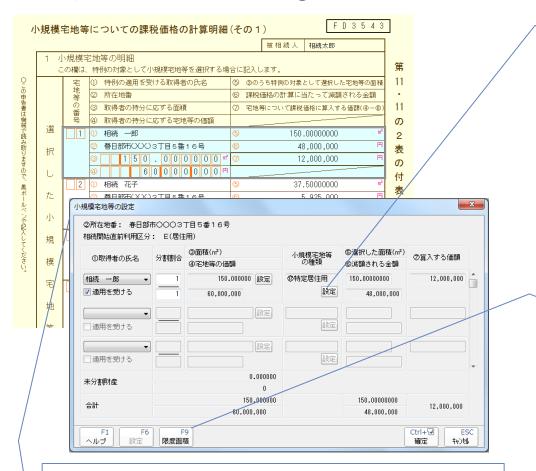
さらに、「相続開始直前利用区分」を選択します。

※一つの物件で複数の利用形態がある場合には、第11表の 資産の登録において、その利用形態に応じ分割して入力して おきます。

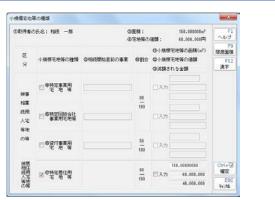


(3)相続税申告書の作成

4) 小規模宅地等の特例など ②



- ・小規模宅地等の特例が選択された資産が表示されます。
- ・ダイアログボックスを開き、①取得者の氏名を選択します。
- ※この分割の情報が第11表に転記されます。



小規模宅地等の種類を「設定」から選択します。

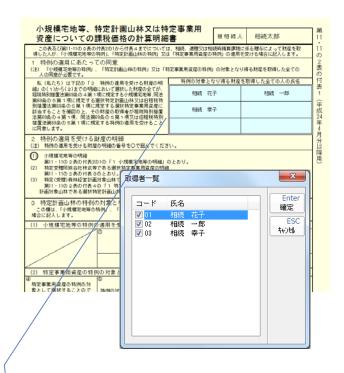
【新機能】



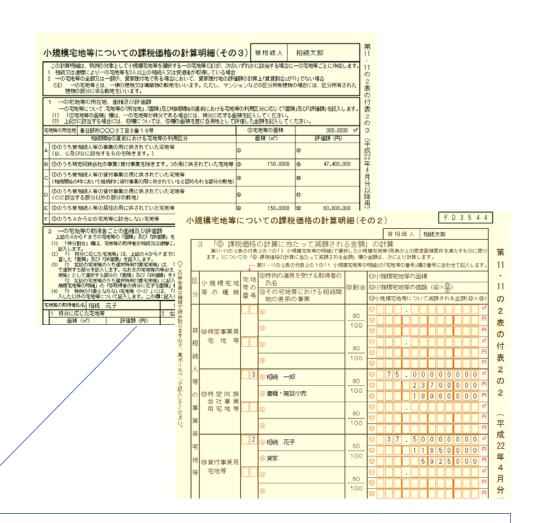
小規模宅地等の資産の登録をしながら、「F9:限度面積」 ボタンでと特例の限度計算結果を確認することができま す。

NTT DaTa

- (3)相続税申告書の作成
- 4) 小規模宅地等の特例など ③



・特例の適用にあたっての同意について、取得者 全員の氏名にチェックを入れます。



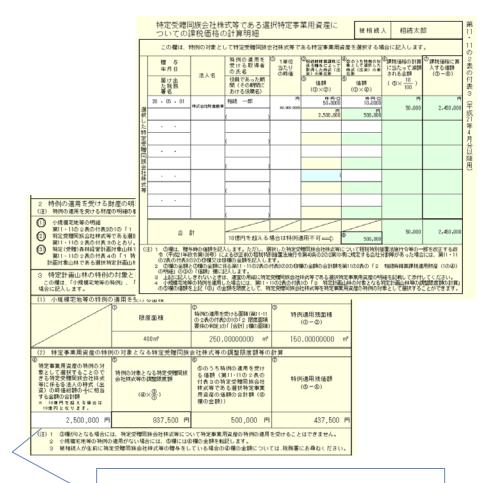
·第11·11の2表の付表2の2及び第11·11の2表の付表2の3は自動作成されます。



- (3)相続税申告書の作成
- 4) 小規模宅地等の特例など ④ (特定事業用資産)



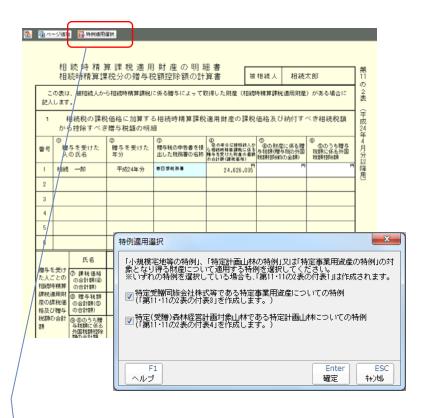
- ・第11表の2表 上部の「特例適用選択」ボタンをクリックします。
- ・第11・11の2表の付表3が生成されます。



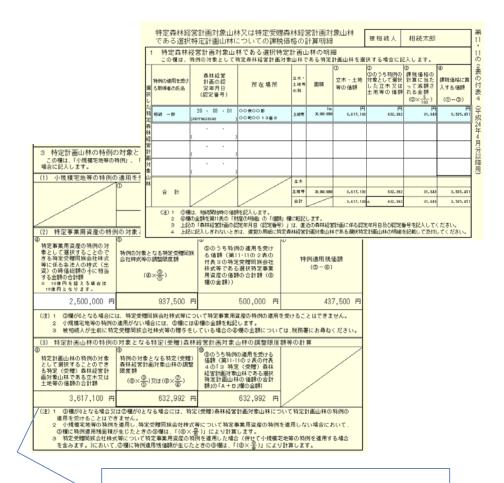
・第11・11の2表の付表3の計算結果を第11・11の2表の付表1に転記します。



- (3)相続税申告書の作成
- 4) 小規模宅地等の特例など ⑤ (特定計画山林)



- ・第11表の2表 上部の「特例適用選択」ボタンをクリックします。
- ・第11・11の2表の付表4が生成されます。



・第11・11の2表の付表4の計算結果を第11・11の2表の付表1に自動転記します。

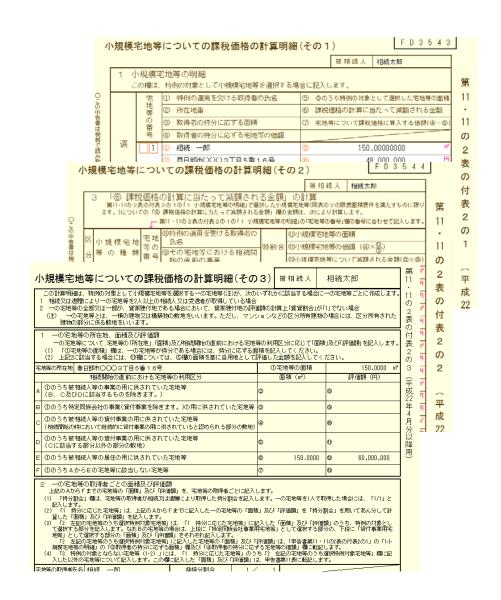
NTT DaTa

- (3)相続税申告書の作成
- 4) 小規模宅地等の特例など ⑥



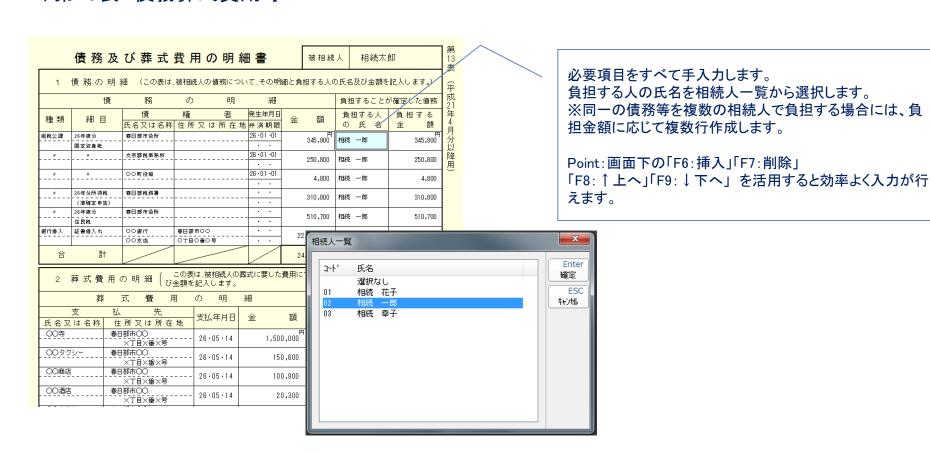


・各ページに「検算」ボタンが配置されています。 ※小規模宅地等の特例計算について確認しながら入 力が可能です。





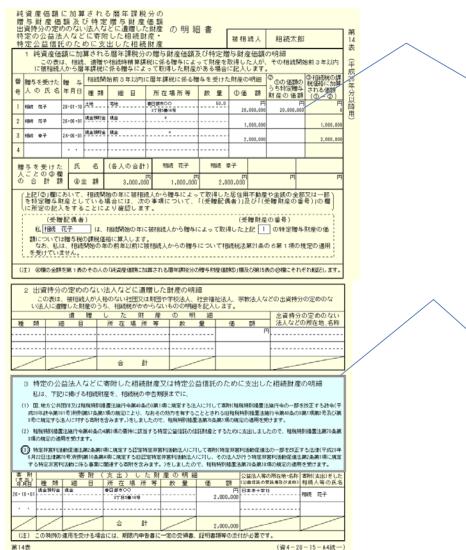
- (3)相続税申告書の作成
- 5)第13表 債務葬式費用等





36

- (3)相続税申告書の作成
- 6) 第14表 相続開始前3年以内の贈与財産等

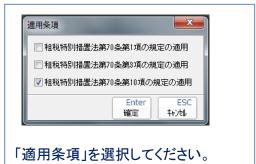


必要項目をすべて手入力します。 贈与を受けた人の氏名を相続人一覧から選択します。 行数が多い場合は、「ページ追加」を行います。

Point: 画面下の「F6: 挿入」「F7: 削除」

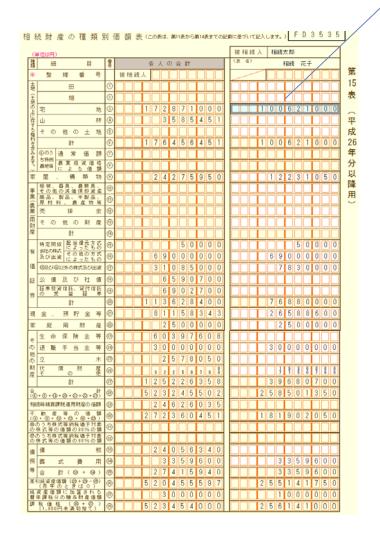
「F8: ↑上へ」「F9: ↓下へ」を活用すると効率よく入力が行

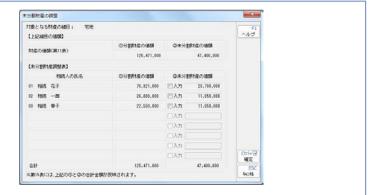
えます。



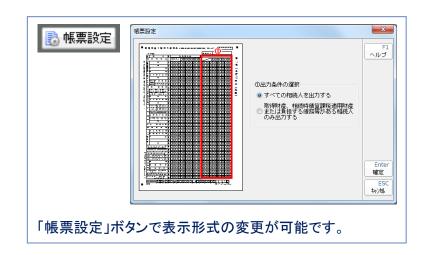


- (3)相続税申告書の作成
- 7) 第15表 相続財産の種類別価額表



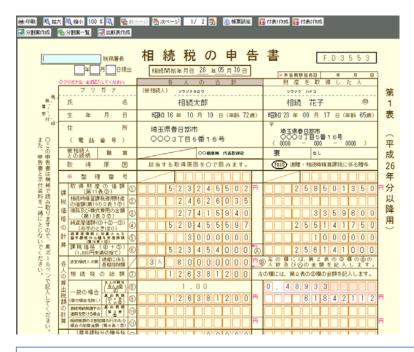


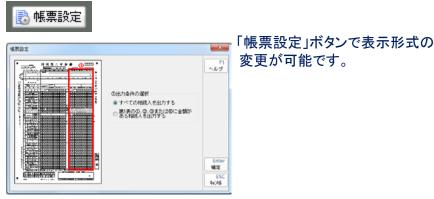
各金額欄をクリックし、分割の状況を確認することができます。

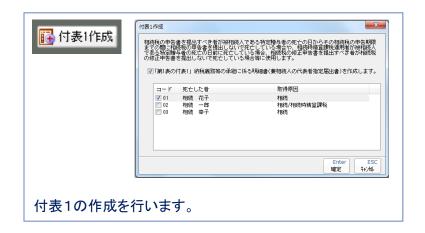


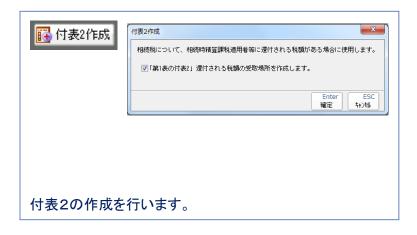
NTT DaTa

- (3)相続税申告書の作成
- 8)第1表 課税価格、相続税額 ①



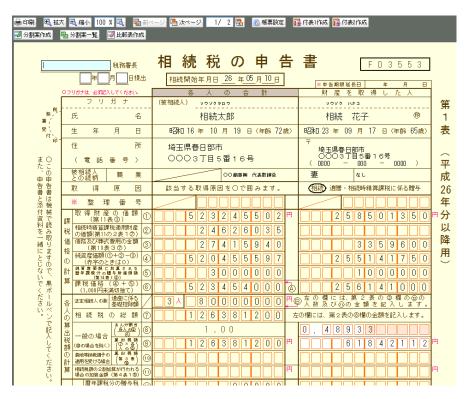


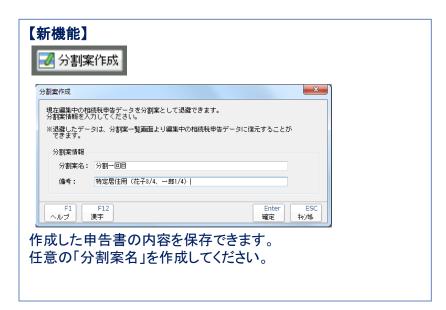


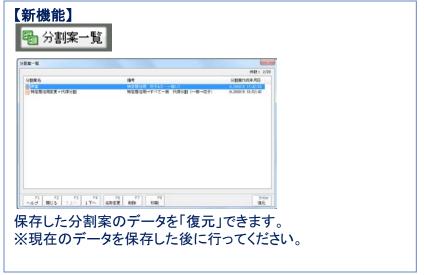




- (3)相続税申告書の作成
- 8)第1表 課税価格、相続税額 ②

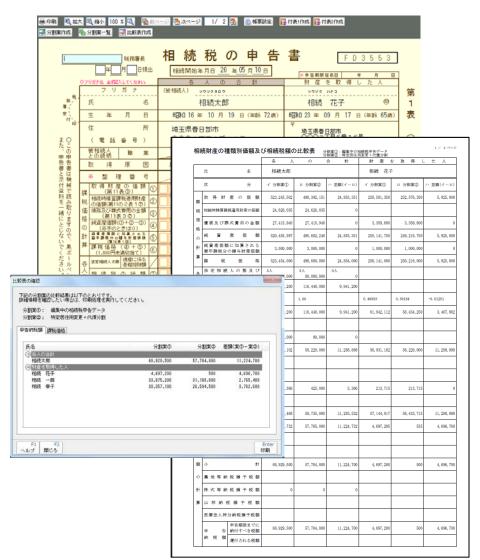








- (3)相続税申告書の作成
- 8) 第1表 課税価格、相続税額 ③





編集中の申告データ及び保存した分割案の中で「比較表」を作成することができます。

「比較表の対象となる分割案①」及び「比較表の対象となる分割案②」を指定し、申告納税額及び課税価格を確認できます。

相続財産の種類別価額及び相続税額の比較表を印刷できます。



- (3)相続税申告書の作成
- 9)第2表 相続税の総額





法定相続人及び相続税の総額は自動で表示・計算します。 修正する場合は、「法定相続人の数」で調整します。



- (3)相続税申告書の作成
- 10)第4表 相続税の加算金額 等





- 1. 相続税額の加算金額の計算書 「相続人情報の登録」で設定した相続人が表示されます。 必要項目を入力します。
- 2. 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書 第14表から転記されます。 必要項目を入力します。

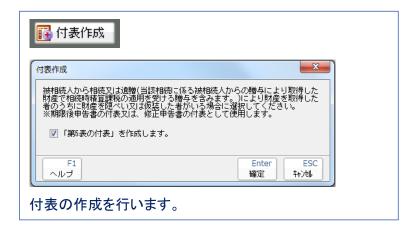


(3)相続税申告書の作成

11)第5表 配偶者の税額軽減

配偶者の利	お額軽減額の計	算書	8相続人 相続	太郎 					
私は、相続税法第19条の)2第1項の規定による配偶者	の税額軽減の適用を	受けます。	で レた人のうちに農業) (平成 21 年 4 月 分以 降用					
1 一般の場合 「この表は、①被相続人から相続、遠贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業 相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。									
課税価格の合計額のうち配	(第1表の@の金額) (配偶者の) 法定相続分) ②※ 円 523,455,000円× 1 = 261,727,500円、 261,727,500								
偶者の法定相続分相当額	上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円								
ft/gataxist (第11表の配偶	分割財産の価額から控除する債 ②債務及び葬式費 ③未分割財産の		算される暦年課	®(①-④+⑤)の 金額(⑤の金額 より小さいとき					
額を計算 する場合	用の金額(第1 表の配偶者の 偶者の②の金 ③の金額))配 額(③の金額か	: 価額(第1表の 配偶者の⑤の金	は ⑤ の 金 額) (1,000円未満切 捨て)					
の課税 円	3,359,600 23,700,	.000	円 0 1,000,000	235,801,000					
⑦ 相 続 税 の 総 額 (第1表の⑦の金額)	® ⑦の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額	③ 課税価格の合 (第1表のAの3	注額) なる金	の税額軽減の基と 額 (⑦×⑧÷⑨)					
H.	円 235,801,000 523,455,000 0								
配偶者の税額軽減の限度額	(61,842,112_円 —円)								
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうち	5いずれか少ない方の	金額)	円 0					
(注) ②の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額③」欄に転記します。									
2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、接相続人から相続、造籍や相続時精算課税に係る轄与によって財産を取得した人) のうちに農業相続人がいる場合で、かっ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。									
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第3表の@の金額) (配偶 を 法定相 円×	意の 続分 ==		円					

計算書は自動計算します。





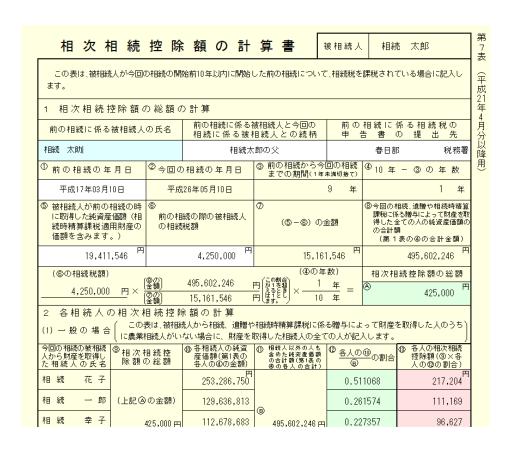
- (3)相続税申告書の作成
- 12)第6表 未成年者控除 障害者控除

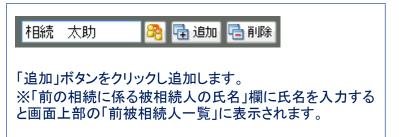
	F 者 控 № 者 控 №		計算書	被相続力	相続太良	ß
1 未成年者控	除 (この表 うちに、	は、相続、遺贈や 満20歳にならない。	相続時精算課税に 人がいる場合に記	係る贈与によって! 入します。	財産を取得した法	定相続人の)
未成年者の氏名	相続 幸子					ā†
年 齢 ((1年未満切捨て)	① 12	歳	歳	歳	歳	
未成年者控除額(② 6万円×(20歳- - 480,	12 集) 6万円×(20集・ 000円 =		0版	(20歳 歳)	480,000 円
未成年者の第1表 カ(⑤+の一の一の) 以は(の+の一の一の) カ 相 続 税 額	36,568	.636	H	Ħ	Ħ	36,568,636
	③欄の金額のいす	『れか少ない方の金	額を、第1表のそ	リますので、「相続税の fの未成年者の「未成 金額)を次の④欄に言	年者控除額@」欄	
空除しきれない金額 (② - ③)	4	円	円	円	円計	円
扶養義務者の相続和 ④欄の金額は、未成 適宜配分し、次の®	成年者の扶養義務	者の相続税額から	•	ごきますから、その:	金額を扶養義務者	計間で協議の上、
扶養義務者の氏名	3					ā†
扶養義務者の第1表 カ(③+⑪-⑫-⑬) 以は(⑩+⑪-⑫-⑬) カ 相 続 税 額	5	円	円	円	円	円
未成年者控除額(<u>6</u>					
(注) 各人の⑥欄の	金額を未成年者	控除を受ける扶着	義務者の第1表	の「未成年者控除額	類@」欄に転記し	ます。
2 障害者控		は、相続、遺贈や 一般障害者又は特		係る贈与によって! 合に記入します。	財産を取得した法	定相続人の)
	E	分 障 害 者	- 4	寺 別 障 害	者	
	P1	× +	'	1 //1 r= -		dž

相続人に未成年者、障害者がいる場合に入力します。 ※未成年者の氏名、障害者の氏名を相続人一覧から選択 します。



- (3)相続税申告書の作成
- 13)第7表 相次相続控除







- (3)相続税申告書の作成
- 14)第8表 外国税額控除



1. 外国税額控除 該当がある場合に、入力します。 2. 農地等納税猶予額 相続人の変更 相続人コード: 01 ☑相统 □油幣 ヘルブ □相談時精宜課稅 フリガナ: ソウゾク ハナコ 法定相続人: 談当する ▼ 相核 花子 法定相続分: 1/2 生年月日: R290 → 23 年 09 月 17 日 民注上の相続 日入力 1 / 2 年薪: | 入力 65 歳 相続效率: Ltsu + 秘伊曲号: 均主点春日部市 履歴 農業相続人: 該当しない・ OOO3T目5番16号 经营承提入: 接当しない ・ 0000 - 000 - 0000 雷妖拳员: 林葉経営相続人: 接当しない * 概葉: 2割加算の適用: 該当しない・ 统柄: 倒ける ▼ 確定 1281: Ltsti -

「相続人情報の登録」で設定した相続人が表示されます。

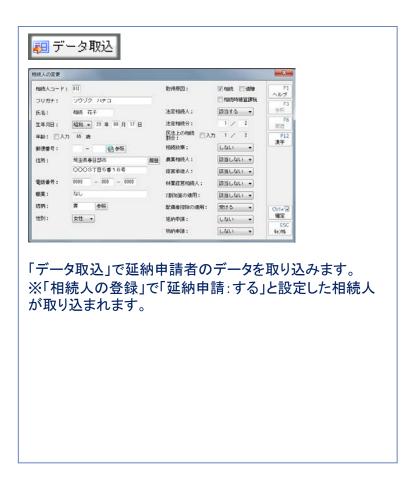
Litati +

Ⅳ. 延納・物納申請書の作成



(1)延納申請書の作成



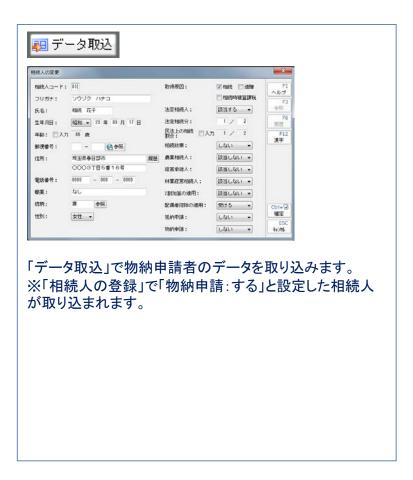


Ⅳ. 延納・物納申請書の作成



(2)物納申請書の作成





V. 遺産分割協議書の作成

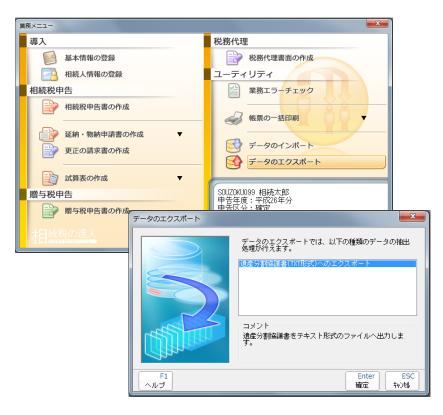


510,700 円↔

49

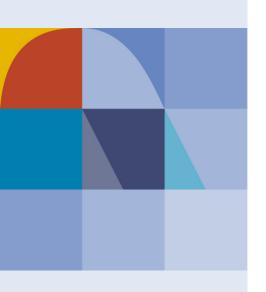
22,633,340 円 ↔

データのエクスポート



TXT形式ファイルで出力されます。 Word等で開き、自由に加工できます。





NTT Data Global IT Innovator